平成２３年（フ）第１８０号
富山市新名40番地17
債務者　トヤマ理化こと　**藏**　　哲則
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大浦　清和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２０３３号
神奈川県藤沢市大庭8270番地の21
債務者　小南紀美代
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　　一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月10日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１３２７号
札幌市北区新琴似７条３丁目１番25―302号
債務者　石川　　哲
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５４１号
札幌市白石区南郷通６丁目南２番２―305号
債務者　早坂　隆広
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６７６号
札幌市東区東苗穂４条１丁目12番16―205号
債務者　飛田めぐみ（旧姓加賀谷）
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６７８号
札幌市東区北38条東15丁目１番７号　エクシードヴィラＮ38―302号
債務者　紺野　芳史
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７１７号
北海道恵庭市中島町６丁目13番地の14　ユートピアンパーク103号
債務者　高山　　昇
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７５２号
札幌市清田区里塚緑ケ丘11丁目16番10号
債務者　長谷川竜志
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７６４号
札幌市中央区北２条東２丁目１番地34　けいほくビレッジ206号
債務者　新藤　公子
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７６５号
札幌市豊平区平岸１条９丁目４番１号　松久マンション101号
債務者　佐藤　欽枝
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７７４号
札幌市豊平区美園４条５丁目２番７号　東ハイツ２ＦＣ号
債務者　野畑　春美（旧姓竹達）
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７８８号
札幌市白石区栄通16丁目５番29―103号
債務者　今井　道子（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８０４号
札幌市豊平区中の島２条９丁目５番12―102号
債務者　藤本　牧子
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８２６号
札幌市清田区里塚２条３丁目３番26号
債務者　伊勢　　恵（旧姓鶴谷）
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８４０号
札幌市北区北13条西４丁目１番15号　札幌クラークホテル506号
債務者　高木　英司
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８５９号
札幌市東区北26条東13丁目２番25―401号
債務者　齋藤　睦子
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８７０号
北海道江別市上江別東町29番地の32
債務者　沖田真由美
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部